

平成 2 5 年 第 3 回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 5 月 8 日 開会

平成 2 5 年 5 月 8 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成25年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（5月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
年長議員の紹介	6
議員自己紹介	6
町長あいさつ	9
執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介	11
開会の宣告	12
開議の宣告	13
仮議席の指定	13
議長の選挙について	13
議事日程の報告	16
議席の指定	16
会議録署名議員の指名	16
会期の決定	16
副議長の選挙について	16
議席の一部変更について	19
常任委員会委員の選任について	20
議会運営委員会委員の選任について	21
双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について	23
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	44
日程の追加	45
発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
日程の追加	47
委員会閉会中の継続審査（調査）の申し出について	48
閉会の宣告	48

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成25年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成25年4月26日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成25年5月8日（水） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
（二本松市平石高田第二工業団地内）
浪江町役場 二本松事務所

- 3 付議事件
 - （1） 議長の選挙について
 - （2） 副議長の選挙について
 - （3） 常任委員会委員の選任について
 - （4） 議会運営委員会委員の選任について
 - （5） 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
 - （6） 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度浪江町一般会計補正予算（第9号））
 - （7） 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
 - （8） 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）
 - （9） 監査委員の選任について

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成25年第3回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成25年5月8日(水曜日) 午前9時開議

年長議員の紹介

議員自己紹介

町長あいさつ

執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙について

(第1号の追加1)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長の選挙について

日程第 5 議席の一部変更について

日程第 6 常任委員会委員の選任について

日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

日程第 9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度浪江町一般会計補正予算(第9号))

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))

日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町税条例の一部改正について)

日程第12 同意第3号 監査委員の選任について

追加日程第1 発委第4号 議会報編集特別委員会設置に関する決議(案)

(第1号の追加2)

追加日程第2 委員会閉会中の継続審査(調査)の申し出について

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	谷田謙一君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君	復興推進課長	宮口勝美君
町民税務課長	高倉敏勝君	産業・賠償対策課長	大浦泰夫君
ふるさと再生課長	岩野寿長君	復旧事業課長	中田喜久君
健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君	介護福祉課長	佐藤尚弘君
生活支援課長	佐藤良樹君	会計管理者 兼出納室長	吉田公明君
教育委員会 教育次長	鈴木敏雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	次長	清水佳宗
-------	------	----	------

書

記

中 野 夕 華 子

◎年長議員の紹介

○**議会事務局長（岩野善一君）** 皆様、おはようございます。

このたびは、去る4月に行われた町議会議員選挙において、見事ご当選されましたこと誠におめでとうございます。

私は、事務局長の岩野善一と言います。

本臨時会は一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、出席議員の中で最年長である三瓶宝次議員が臨時議長となります。

三瓶宝次議員、議長の席にお着き願います。

[臨時議長着席]

(午前9時00分)

○**臨時議長（三瓶宝次君）** ただいま事務局長から紹介されました三瓶宝次でございます。

東日本大震災2年2カ月が過ぎようとしております。5月臨時会に先立ちまして、地震津波により犠牲となられた方々、長期に渡る避難より亡くなられた方に対して哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。

皆さん、ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○**臨時議長（三瓶宝次君）** 黙とうを終わります。ご着席ください。

この度の浪江町議会議員一般選挙は、全町民が全国各地に避難し、また、定数16名に23名が立候補するという困難極まりない戦いでありましたが、皆様方にはこの選挙戦を見事に勝ち抜かれまして、議員の議席を確保されましたことは、誠にご同慶にたえない次第であります。ここに心から御祝いを申し上げたいと思います。

さて、私は最年長者として地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

◎議員自己紹介

○**臨時議長（三瓶宝次君）** それでは、早速でありますがお諮りいたします。

今後議会議員として、同じく籍を置く者として住所、氏名それから職業程度の自己紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 臨時議長（三瓶宝次君） 異議なしと認めます。
それでは、これより自己紹介をお願いいたします。
1番、渡邊泰彦議員。
- 1番（渡邊泰彦君） 浪江町では権現堂の町場のほうに住んでいました。現在は、二本松市の笹谷という塩沢仮設のすぐそばで家具店を経営しております。よろしく申し上げます。
- 臨時議長（三瓶宝次君） 2番、佐々木勇治議員。
- 2番（佐々木勇治君） 佐々木勇治と申します。浪江町権現堂東住寺に住んでいます。33歳で若輩者ではございますが、勉強を怠らず頑張っていくしますので、どうぞよろしく申し上げます。
- 臨時議長（三瓶宝次君） 3番、鈴木幸治議員。
- 3番（鈴木幸治君） おはようございます。浪江町では請戸のほうに住んでおります。福島の方に避難しています。福島市佐倉下字笠ノ内北という所で、荒川沿いの荒川クリーンセンターの近くに今避難しております。どうぞよろしく申し上げます。
- 臨時議長（三瓶宝次君） 4番、平本佳司議員。
- 4番（平本佳司君） 皆さん、おはようございます。私このたび当選をさせていただきました平本佳司と申します。浪江町は立野の生まれで、現在は本宮市の恵向仮設のほうでお世話になっています。これから4年間面倒みていただければと思います。よろしく申し上げます。
- 臨時議長（三瓶宝次君） 5番、松田孝司議員。
- 5番（松田孝司君） おはようございます。私は松田孝司と言います。浪江町では大字谷津田、旧大堀地区で生まれ育ち、現在専業農家をしていました。現在は福島北側の桑折町応急仮設の自治会の副会長をさせてもらっています。これから4年間いろいろご迷惑をおかけするかもしれませんが、一生懸命頑張りたいと思います。
よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 臨時議長（三瓶宝次君） 6番、山崎博文議員。
- 6番（山崎博文君） おはようございます。浪江町では権現堂順礼川原と言いまして、サンプラザの西側のほうに住んでいました。職業はそろばん塾を経営しておりましたが、現在休業中です。
なお、避難先は福島市の競馬場近くの松波町という所のアパートに居住しております。よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（三瓶宝次君） 7番、若月芳則議員。
- 7番（若月芳則君） 7番、若月でございます。
浪江町の立野、下のほう下立野という行政区で生活をしておりましたが、現在は白河市の白河厚生病院、農協関係の病院があります

が、そのすぐ下の所に避難しております。いろいろお世話になっていくと思いますが、よろしく願い申し上げます。

○臨時議長（三瓶宝次君） 8番、山本幸一郎議員。

○8番（山本幸一郎君） おはようございます。山本幸一郎です。今回2期目当選させていただきまして、4年間お世話になることになりました。よろしく願いいたします。

本日は、気持ちもリフレッシュし、服装も新しいので来ましたので、一層議会活動に頑張れるのかと思っております。よろしく願いいたします。

○臨時議長（三瓶宝次君） 9番、泉田重章議員。

○9番（泉田重章君） 泉田重章であります。浪江町大字北幾世橋字内匠町6-2に住んでおりました。今現在は郡山市に避難をしております。私の職業は農業の研究者です。

以上です。よろしく願いいたします。

○臨時議長（三瓶宝次君） 10番、佐々木恵寿議員。

○10番（佐々木恵寿君） おはようございます。浪江町権現堂新町に住んでおりました佐々木恵寿と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

現在は、福島市南矢野目に避難中でございます。職業はJAふたばに勤務しております。日々何かと多忙な状況でございます。今後ともよろしく願い申し上げたいと思います。

○臨時議長（三瓶宝次君） 11番、小黒敬三議員。

○11番（小黒敬三君） 4期目当選させていただきました小黒敬三と申します。

浪江町の住所は、大字高瀬字小高瀬原197であります。職業のほうは建設業会社役員です。現在の住所は、二本松市金色に住んでおります。よろしく願いいたします。

○臨時議長（三瓶宝次君） 12番、佐藤文子議員。

○12番（佐藤文子君） おはようございます。浪江では中上ノ原に住んでおりました。現在は二本松市の正法寺という所に家族5人で暮らしております。一生懸命頑張りますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

○臨時議長（三瓶宝次君） 13番、紺野榮重議員。

○13番（紺野榮重君） 13番、紺野榮重です。浪江町では浪江町北幾世橋町尻234番地でございます。職業は農業をしておりました。現在は二本松市の長命という所に住んでおります。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（三瓶宝次君） 14番、吉田数博議員。

○14番（吉田数博君） 14番、吉田数博であります。浪江町においては
苧宿に農業をやっておりましたが、現在、二本松市の男女共生セン
ターの上、非常に高い所で風通しがいい所であります。どうぞ皆さ
んお立ち寄りいただきたいと思います。一生懸命頑張ります。よろ
しくお世話になります。

○臨時議長（三瓶宝次君） 16番、馬場績議員。

○16番（馬場 績君） おはようございます。馬場績と申します。浪江
町では大字赤宇木柵平、ほとんどの方は御存じだと思いますが、今
なお非常に線量が高い地区であります。そこで農業をやりながら42
歳から一時中休みしたことがあります。町議会議員を続けており
ます。

今は、二本松市郭内の借上げ住宅で避難生活を続けております。
初心に立ち返って、浪江町の復旧復興、町民の福利向上に全力を挙
げて頑張る決意でありますので、執行部並びに同僚議員のご理解と
ご協力を改めてお願い申し上げます。

○臨時議長（三瓶宝次君） 最後になりましたが、私15番、三瓶宝次で
あります。生まれ所在、現在まで生活しておりました住所は、浪江
町下津島大字小塚63-1番であります。職業は農業であります。平
成5年以來に議会議員として務めてまいりました。6期目でありま
す。今後とも浪江町の復興復旧に全力を傾注して努力してまいり
ます。よろしくお願いいたします。

それでは、自己紹介が終わりました。

◎町長あいさつ

○臨時議長（三瓶宝次君） 続きまして、町長よりごあいさつをお願い
いたします。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） おはようございます。本日ここに、改選後初の
浪江町議会臨時会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、去る4月21日に執行されました町議会議員の一般
選挙に当たり、激戦を征して町民の代表としてめでたくご当選の栄
誉を得られましたこと、誠におめでとうございませう。衷心よりお喜
び申し上げます。

今年は発災から3年目を迎え緊急対応期の最後の年と位置付けて
おり、一日も早く、町民の生活再建やふるさと浪江の復興に向けた
具体的な見通しを示すことが必要と考えております。

そのためには、議会議員と執行部職員がこれまでも増して、そ
れぞれの立場より議論を尽くし、町政を支える車輪の両輪として、

共に歩みを進め、町民協働の下で住民福祉の向上と町の復興・町政進展のためにご尽力いただきますことを心からお願いいたしますとともに、私も、町政を預かる一人として、初心を忘れることなく、町民が安全で安心して生活が送れるよう精いっぱい努力する所存でありますので、何とぞ温かいご理解とご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本町の25年度の行財政施策につきましては、去る3月定例会におきまして、ご説明を申し上げ議決をいただいていたところですが、今回新しくご当選されました議員もおられますので、ここで町政執行の考え方の所信の一端を申し上げます。

まず、4月1日に施行されました区域再編に対応し、町内の防災・防犯体制の強化と、復旧・復興事業を本格化するため、南相馬市に「浪江町復興再生事務所」を設置しました。

今後は、同事務所を町復興の拠点として位置付け、町民の円滑な帰町のため入念に準備を進めていきたいと考えております。また、町内に一時立入りする町民の急病やけがに対応するため、明日5月9日から応急仮設診療所を町役場本庁舎に設置する予定となっております。町民の帰町に対する不安解消に繋がるものと思っております。

次に、原子力損害賠償請求に係る町民集団申立てについては、去る4月7日に自治会及び行政区の代表者の皆様への説明会を開催しており、町といたしましては、3月の議会で町民の賠償支援のための条例を制定し、被害の実態に見合った精神的損害の適正な賠償を求めて原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）に集団申立てしたいと考えております。今後は、浪江町が、町民の皆様の代理人となって被害回復の先頭に立つとともに、弁護団を結成し、法的知識に基づいて交渉を進めてまいります。

更に、平成25年度予算編成につきましては、昨年度に引き続き町税をはじめとする自主財源が確保できず、国県からの財政支援に頼らざるを得ない厳しい状況の中での編成となりましたが、長期に渡り苦しい避難生活を余儀なくされている町民の皆様の絆の維持、一日も早い暮らしの再建と「ふるさとなみえの再生」に向け、浪江町復興計画に掲げる3つの基本方針ごとに掲げられた重点取組み事項と連動した予算編成といたしました。

基本方針の「すべての町民の暮らしの再建」に関しては、「町民健康管理」「生活再建促進」「町外コミュニティ整備促進」を重点取組事項として、町民の放射線に関する各種検査や、県内外での交流会の開催、町外コミュニティの意向調査等の事業等を実施することとしております。

次に「ふるさとなみえの再生」に関しては、「除染推進」「生活環境再生」「産業再生」を重点取組事項として、国の除染同意取付への事務協力、区域見直しに関わる防犯対策や初期緊急医療、水産物の経営再開を実現するための環境整備の概略設計を行う事業等を実施することとしております。

最後に「被災経験を次世代や日本に生かす」に関しては、「子どもたちをつなぐ絆」「復興プログラム構築」を重点取組事項として、震災記録誌の発刊や、震災によって離れ離れになった子どもたちの交流事業等に取り組むことといたしております。

これらに基づく、平成25年度一般会計予算の総額は、76億2,200万円、前年度比19.8%の増となっております。一方、特別会計9事業の合計は、国保会計、介護保険会計が昨年引き続き増加となったことで75億4,931万2,000円、前年度比19.8%の増となっております。

今後とも行財政の効率的運用に努め、事務事業を遂行してまいりますので、どうか議員各位におかれましては、町民の負託にこたえるようご活躍されますようご期待いたします。

本日は、初議会でありますので、議会の人事構成が中心となりますが、私からの提案事項は専決処分の承認、あるいは監査委員の選任など4件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

◎執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介

- 臨時議長（三瓶宝次君） 続きまして、執行部職員の紹介を檜野副町長よりお願いいたします。
- 副町長（檜野照行君） それでは私から執行部、幹部職員を紹介したいと思います。
- 副町長、渡邊文星。
- 副町長（渡邊文星君） よろしく申し上げます。
- 副町長（檜野照行君） 教育長、畠山熙一郎。
- 教育長（畠山熙一郎君） よろしく申し上げます。
- 副町長（檜野照行君） 代表監査委員、山内清隆。
- 代表監査委員（山内清隆君） よろしく申し上げます。
- 副町長（檜野照行君） 総務課長、谷田謙一。
- 総務課長（谷田謙一君） よろしく申し上げます。
- 副町長（檜野照行君） 復興再生事務所長、山本邦一。

- 復興再生事務所長（山本邦一君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（檜野照行君） 復興推進課長、宮口勝美。
- 復興推進課長（宮口勝美君） よろしくお願ひいたします。
- 副町長（檜野照行君） 町民税務課長、高倉敏勝。
- 町民税務課長（高倉敏勝君） よろしくお願ひします。
- 副町長（檜野照行君） 産業・賠償対策課長、大浦泰夫。
- 産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） よろしくお願ひします。
- 副町長（檜野照行君） ふるさと再生課長、岩野寿長。
- ふるさと再生課長（岩野寿長君） よろしくお願ひします。
- 副町長（檜野照行君） 復旧事業課長、中田喜久。
- 復旧事業課長（中田喜久君） よろしくお願ひします。
- 副町長（檜野照行君） 健康保険課長、紺野則夫。
- 健康保険課長（紺野則夫君） よろしくお願ひします。
- 副町長（檜野照行君） 介護福祉課長、佐藤尚弘。
- 介護福祉課長（佐藤尚弘君） よろしくお願ひします。
- 副町長（檜野照行君） 生活支援課長、佐藤良樹。
- 生活支援課長（佐藤良樹君） よろしくお願ひします。
- 副町長（檜野照行君） 会計管理者、吉田公明。
- 会計管理者（吉田公明君） よろしくお願ひします。
- 副町長（檜野照行君） 教育次長、鈴木敏雄。
- 教育次長（鈴木敏雄君） よろしくお願ひします。
- 副町長（檜野照行君） 最後になりますが、副町長の檜野照行です。
よろしくお願ひします。
- 臨時議長（三瓶宝次君） それでは続きまして、議会事務局より事務局職員の紹介をお願ひいたします。
- 議会事務局長（岩野善一君） それでは、議会事務局の職員をご紹介いたします。
次長の清水佳宗でございます。
- 議会事務局次長（清水佳宗君） よろしくお願ひします。
- 議会事務局長（岩野善一君） 主任主査、中野夕華子でございます。
- 議会事務局主任主査（中野夕華子君） よろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（岩野善一君） 局長の岩野善一です。よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（三瓶宝次君） 以上でご紹介を終わります。

◎開会の宣告

- 臨時議長（三瓶宝次君） ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、平成25年第3回浪江町議会臨時会

を開会いたします。

(午前 9 時 2 4 分)

◎開議の宣告

○臨時議長（三瓶宝次君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（三瓶宝次君） 日程第 1、この際議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまの議席となります。

◎議長の選挙について

○臨時議長（三瓶宝次君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらの方法にするかをお諮りいたします。

16 番。

○16 番（馬場 績君） 選挙でお願いしたいと思います。

○臨時議長（三瓶宝次君） それでは、投票による選挙という声がございいますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（三瓶宝次君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

傍聴人につきましては、移動をご遠慮いただくことといたします。現状のままで議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○臨時議長（三瓶宝次君） ただいまの出席議員数は 16 人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立ち会い人に、1 番、渡邊泰彦君及び 2 番、佐々木勇治君を指名いたします。

○臨時議長（三瓶宝次君） 暫時休憩いたします。

(午前 9 時 2 7 分)

○臨時議長（三瓶宝次君） 再開いたします。

(午前 9 時 2 8 分)

○臨時議長（三瓶宝次君） 投票箱を点検いたします。

立会人の方々確認ください。

[投票箱点検]

○臨時議長（三瓶宝次君） 投票箱については、異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名すなわち、議長にしたい方、一人の名前のみを記載してください。

なお、白票は無効となりますのでご注意ください。

○臨時議長（三瓶宝次君） 投票用紙配付のため、暫時休憩いたします。

(午前 9時29分)

○臨時議長（三瓶宝次君） 再開いたします。

(午前 9時30分)

○臨時議長（三瓶宝次君） 投票用紙の漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三瓶宝次君） ないようですので、直ちに投票に入ります。

投票については、議席番号順となります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長、点呼投票]

○臨時議長（三瓶宝次君） 投票漏れは、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（三瓶宝次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、渡邊泰彦君及び2番、佐々木勇治君開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（三瓶宝次君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

小黒敬三君 15票

馬場 績君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので4票となります。従いまして小黒敬三君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（三瓶宝次君） ただ今、議長に当選されました小黒敬三君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、小黒敬三君よりご挨拶をお願いいたします。

登壇をお願いします。

[議長 小黒敬三君登壇]

○議長（小黒敬三君） ただいま皆様の選挙によりまして、推薦いただきまして本当にありがとうございます。

今後とも、一生懸命頑張ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そして、議会とは、先ほど町長が申しましたけれども、よく車の両輪に例えられますが、その根拠となるものは、直接選挙で選ばれる意思決定のための合議体の議会と、執行の長を中心とした行政の二元代表制という、いわゆる権力分立の制度設計からきております。この両輪を地権者である町民のためにうまく回していくためには、まして、まわしていかなければなりません。制度上、提案者の執行機関より、どうしても議会は少し遅れて回らざるを得ません。そのことをスムーズになしていくためには、執行部と情報の共有を図り、そしてまた議会がスムーズな審議をしていかなければならないと思っております。

今後の4年間に関しましては、行政にとっても、議会にとっても、様々な浪江町の将来に左右する問題がその決断に迫られると思っております。我々の意思に反する沿わないこともあるかもしれません。そしてまた100%求めることと、そのタイミングをどう判断するかということについては、大変見極めが難しいと思っておりますが、そのような難題に議員皆様一人一人と共同して、一緒にこの難題に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

[拍手]

○臨時議長（三瓶宝次君） これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。皆様のご協力により円滑に終了することができましたことをご協力ありがとうございました。

それでは、小黒議長、議長席にお着きください。

○臨時議長（三瓶宝次君） 暫時休憩をいたします。

[臨時議長退席、議長着席]

(午前 9時43分)

○議長（小黒敬三君） 再開します。

(午前 9時45分)

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） ただ今より、引き続きまして議事日程第1号の追加1により会議を続けます。

◎議席の指定

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、1番、渡邊泰彦君、2番、佐々木勇治君、3番、鈴木幸治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎副議長の選挙について

○議長（小黒敬三君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらの方法にするか、お諮りいたします。

[「投票」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 投票による方法でという声がございます。選挙

は投票で行うことに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小黒敬三君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時46分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 9時47分）

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員数は16人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立ち会い人に、3番、鈴木幸治及び4番、平本佳司君を指名いたします。

投票箱を点検します。

立会人、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（小黒敬三君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名すなわち、副議長にしたい方、一人の名前のみを記載して下さい。

なお、白票は無効となりますのでご注意ください。

○議長（小黒敬三君） 投票用紙配付のため、暫時休議いたします。

（午前 9時48分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 9時49分）

○議長（小黒敬三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 配付漏れなしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長、点呼投票]

○議長（小黒敬三君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、鈴木幸治君及び4番、平本佳司君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（小黒敬三君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1票です。

有効投票のうち、

佐々木恵寿君 9票

佐藤文子君 6票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので4票です。

従いまして佐々木恵寿君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（小黒敬三君） ただ今、副議長に当選されました佐々木恵寿君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、佐々木恵寿君よりご挨拶をお願いいたします。

登壇をお願いします。

[副議長 佐々木恵寿君登壇]

○副議長（佐々木恵寿君） 改めまして、ただ今選挙により副議長として当選をさせていただきました佐々木恵寿でございます。

全町避難という非常に厳しい状況下をいかに打破するか。今後、町民の皆様の福利厚生と、この復興への道筋を確かなものとするために、皆様とともに一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

また、小黒議長の補佐をしっかりと果たして、二元代表制の一翼を担う議会の在り方をきちっと見直しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様のご協力をよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

[拍手]

◎議席の一部変更について

- 議長（小黒敬三君） 日程第5、議席の一部変更について行います。
先ほどの議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部の変更をいたします。
議席は慣例により、4番が議長、9番が副議長の議席となり、順次移動した議席をもちまして、議席番号の指定といたします。
-

- 議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。
(午前 9時59分)
-

- 議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前10時00分)
-

- 議長（小黒敬三君） まず、現在、議席4番の方が5番に移動し、順次議席の若い順番から移動をお願いします。なお、その際、議席の名札も移動願います。
次に、議席9番の方が10番に移動をお願いします。以後順次、移動をお願いします。
これより、直ちに全員協議会を2階中会議室3で開催します。
-

- 議長（小黒敬三君） 暫時休憩します。
(午前10時01分)
-

- 議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前10時32分)
-

- 議長（小黒敬三君） 先ほど全員協議会の中で出た常任委員会の議題がまだ時間切れとなりましたので、今後常任委員会の選任を決める上でそのところを議論しなければならないということで、時間を30分延長して全員協議会をまた再開したいと思いますので、また暫時休議して、11時までその時間をもって議論したいと思いますので、よろしく願いいたします。
-

- 議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。
(午前10時33分)
-

- 議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前 1 1 時 0 0 分)

◎常任委員会委員の選任について

○議長（小黒敬三君） 日程第 6、常任委員会委員の選任についてを行います。

委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

これより、休憩に入りますが、休憩に入る前に、第 1、第 2 希望までの希望をとります。休憩中にそれを取りまとめたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

これから配付する用紙に希望委員会名を記入の上、事務局長まで提出願います。

○議長（小黒敬三君） ここで、11時15分まで休憩いたします。

(午前 1 1 時 0 1 分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前 1 1 時 1 9 分)

○議長（小黒敬三君） 委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。順不同についてはご容赦いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、それぞれの常任委員が選任されましたが、委員長・副委員長の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとされておりますので、それぞれの委員会において互選されるようお願い申し上げます。

事務局長から場所の指定をいたします。

○議会事務局長（岩野善一君） それでは、総務常任委員会は 2 階中会議室 2、産業建設常任委員会は 2 階小会議室、文教厚生常任委員会は 2 階中会議室 3 でそれぞれお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） それでは、11時40分まで休憩いたします。
(午前11時20分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前11時40分)

○議長（小黒敬三君） ただ今、休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について報告いたします。

総務常任委員長に紺野榮重君。副委員長に佐々木勇治君。
産業建設常任委員長に若月芳則君。副委員長に平本佳司君。
文教厚生常任委員長に山本幸一郎君。副委員長に渡邊泰彦君。
以上のとおり、それぞれの委員会で互選されましたのでご了承承願いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（小黒敬三君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

○議長（小黒敬三君） 暫時休憩します。ここで、全員協議会を開きますので、2階中会議室3にお集まりください。
(午前11時41分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前11時52分)

○議長（小黒敬三君） お昼若干時間押していますが、議運のメンバーの選定までは進めていきたいと思っております。

総務常任委員会は2階中会議室2。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 常任委員会の開催を行います。総務常任委員会は2階中会議室2、産業建設常任委員会は2階小会議室。文教厚生常任委員会は2階中会議室3、それぞれでお願いします。

[「開催の目的は」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 開催の目的、議会運営委員会委員の選任をお願いいたします。時間は12時10分を目途にお願いします。

○議長（小黒敬三君） 暫時休憩いたします。
(午前 11時53分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前 11時54分)

○議長（小黒敬三君） 先ほどの文言を訂正します。各常任委員会より
議会運営の委員の推薦よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 暫時休憩いたします。
(午前 11時54分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午後 0時07分)

○議長（小黒敬三君） 各常任委員会から2名の推薦がされました。
議会運営委員会委員に、総務常任委員会紺野榮重君、三瓶宝次君。
産業建設常任委員会若月芳則君、吉田数博君。文教厚生常任委員会
山本幸一郎君、馬場績君を指名します。
これにご異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名した諸君を議会運営委員会に選任すること
に決定いたしました。

○議長（小黒敬三君） これより昼食休憩のため午後1時30分まで休憩
をいたします。
(午後 0時08分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午後 1時30分)

○議長（小黒敬三君） 先ほど議会運営委員会委員が選任されましたが、
委員長、副委員長の選任については委員会条例第8条第2項の規定
により、委員会において互選されるとされておりますので、委員会
において互選されるようお願い申し上げます。
事務局長から場所を指定します。

○議長事務局長（岩野善一君） 2階中会議室3にご参集願います。

○議長（小黒敬三君） ここで午後1時45分まで休憩をいたします。
(午後 1時31分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午後 1時45分)

○議長（小黒敬三君） ただいま休憩中に、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について報告します。
議会運営委員長に馬場績君。副委員長に三瓶宝次君が互選されましたのでご了承願います。

○議長（小黒敬三君） ここで午後2時15分まで休憩をいたします。直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は中会議室3にご参集ください。
(午後 1時46分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午後 2時19分)

○議長（小黒敬三君） ここで午後2時45分まで休憩いたします。議会運営委員会を引き続き先ほどの会場で行います。
(午後 2時19分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午後 2時45分)

◎双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（小黒敬三君） 日程第8、双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について行います。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙につきましては、双葉地方広域市町村圏組合同規約第5条第1項の規定により4名を選挙することになります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらかの方法にするか、お諮りいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 投票による選挙という声がございます。選挙は投票で行うことに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

傍聴人につきましても移動をご遠慮ください。

〔議場閉鎖〕

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立ち会い人に、6番、松田孝司君及び7番、山崎博文君を指名します。

投票箱を点検します。

立会人、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（小黒敬三君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員の議員にしたい方、1人の名前を記載してください。得票数の多い順に法定得票数を超えた者4名を当選者とします。

○議長（小黒敬三君） 投票用紙配付のため、暫時休憩します。

（午後 2時47分）

○議長（小黒敬三君） 再開します。

（午後 2時47分）

○議長（小黒敬三君） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と指名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長、点呼投票〕

○議長（小黒敬三君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番、松田孝司君及び7番、山崎博文君の開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（小黒敬三君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

佐藤文子君 5票

三瓶宝次君 4票

鈴木幸治君 4票

小黒敬三君 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1票です。

したがいまして、佐藤文子君、三瓶宝次君、鈴木幸治君、小黒敬三が双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（小黒敬三君） ただいま、双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選された佐藤文子君、三瓶宝次君、鈴木幸治君、小黒敬三が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度浪江町一般会計補正予算（第9号））についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成24年度浪江町一般会計補正予算（第9号）について専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、特別地方交付税や地方消費税交付金等の交付金が確定したことにより、平成24年度予算の整理を行ったものであります。

歳入の主なものは、特別地方交付税4億6,969万9,000円、東日本

大震災復興交付金 2 億1,826万7,000円を増額し、地方消費税交付金 1,004万9,000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、浪江町復旧・復興基金積立金 4 億5,377万6,000円、東日本大震災復興交付金基金積立金 2 億1,826万7,000円の増額を行ったものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。100万円以上のものについてのご説明とさせていただきます。

7 ページをお開きください。歳入であります。款 2 地方譲与税、目 1 地方揮発油譲与税456万円の補正減であります。これは 3 月 26 日の交付決定によるものであります。

次に、8 ページをお開きください。款 6 地方消費税交付金、目 1 地方消費税交付金1,004万9,000円の補正減です。これも交付額の決定によるものであります。

次に、款 8 自動車取得税交付金、目 1 自動車取得税交付金1,305万5,000円の補正増であります。交付額の決定によるものであります。

その下でございます。款10地方交付税、目 1 地方交付税、今回の補正額は 4 億7,734万2,000円の補正増でございます。内訳といたしまして、普通地方交付税764万3,000円、特別地方交付税 4 億6,969万9,000円の補正増であります。これは普通地方交付税の確定によるもの、さらに特別地方交付税通常分及び震災復興分の 3 月交付分によるものでありまして、これによりまして地方交付税総額が45億9,429万8,000円となります。

なお、特別地方交付税震災復興分につきましては、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、通常の特別交付税とは別枠で被災団体に交付されるもので、町税の減収分、使用料手数料の減収分、復興交付金の補助残分などで 3 月 22 日に交付決定があったものであります。

次に、9 ページをお開きください。款14国庫支出金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費国庫負担金1,623万4,000円の補正減であります。これは障がい者自立支援給付費が精算見込みにより、1,535万3,000円の補正減が主なものとなっております。目 3 総務費国庫補助金 2 億1,826万7,000円の補正増であります。これは東日本大震災復興交付金、平成25年度事業分で防災集団移転促進事業など 4 事業が交付決定されたところによるものであります。

次に、10ページをお開きください。款15県支出金、目2民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金509万6,000円の補正増であります。これは障がい者自立支援給付費が精算見込みによりまして、541万2,000円の補正増が主なものとなっております。

次に、款15県支出金、目4労働費県補助金584万3,000円の補正減であります。これは、緊急雇用創出基金事業の実績によるものであります。

款16財産収入、目2利子及び配当金587万1,000円の補正増であります。浪江町復旧・復興基金利子453万円の増などであります。

次に、11ページをお開きください。款20諸収入、目1民生費受託事業収入で127万1,000円の補正減。これは後期高齢者特定健診の広域連合受託事業の事業精算によるものであります。

次に、12ページをお開きください。ここからは歳出となっております。款2総務費、目6企画費、節9旅費で240万円の補正減で広報なみえ、こころ通信取材者の費用弁償が内閣費の専門家派遣事業の対象となったための減額となっております。同じく積立金で6億7,657万3,000円の補正増となっております。内訳といたしまして、浪江町復旧・復興基金積立金4億5,377万6,000円の補正増で、これは特別地方交付税震災復興分及び今回の補正に伴う不用額分などを積み立てするものであります。さらに、浪江町復旧・復興基金利子積立金453万円の補正増であります。これによりまして、年度末の基金残高見込み額でございますが、47億4,042万9,000円となるものであります。

次に、13ページをお開きください。この一番上の説明の欄でございます。同じく東日本大震災復興交付金積立金2億1,826万7,000円の補正増で、これも平成25年度事業分が3月21日交付決定されたことによるものであります。これによりまして、基金残高が、2億1,921万2,000円となります。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費1,364万1,000円の補正減であります。内訳につきましては、次のページをお開きになってください。補装具給付費が事業精算によりまして100万円の補正減、障がい者自立支援給付費等給付事業が事業精算によりまして1,000万円の補正減、障がい児給付費が事業精算によりまして126万円の補正減となります。

目5老人医療給付事業費、節19負担金補助及び交付金3,412万5,000円の補正増となります。後期高齢者療養給付費負担金で広域連合負担金の増によるものであります。

目6災害救助費、節13委託料で、津波シミュレーション策定業務

委託料の請差による125万円の補正減となっております。節20扶助費690万円の補正減で災害障害見舞金の実績によるものであります。

次に、15ページでございます。項2児童福祉費、目5乳幼児等医療費、節20扶助費で140万円の補正減で、乳幼児等医療費の事業精算によるものであります。

款4衛生費、目2予防費、13委託料で141万6,000円の補正増で、接種者増による小児用肺炎球菌予防接種委託料の増などでありませ

ず。款5労働費、目1緊急雇用創出基金事業費、節7賃金、臨時労務員賃金316万4,000円の減で、緊急雇用基金事業の精算によるものとなっております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小黑敬三君） 以上で、提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） たくさん予定はしてきたのですが、2つに絞ります。

1つは、復旧・復興交付金あるいは地方交付税、特別交付税の交付がありまして、12ページでは基金積み立ての専決がなされております。歳入歳出あるいはこの専決に異議を持っているわけではあります。今度の選挙を通じてたくさん問題がありましたから、どれが一番ということではないですが、特に非常に強い声が出されたのは、浪江町では復旧・復興計画をつくったと。しかし、復興住宅の計画がぜんぜん見えていないという意見で、もう既に限界だという声であります。

今回、12ページの総務費の積立金が6億7,600万円です。それが専決されております。要するに、残高で47億4,000万円という膨大な基金積み立てになったわけですが、町民からすれば町の財政積立ては増額になったけれども、長期化する避難生活の先がまったく見えないと。生活再建の第一番目には復興住宅だと。親子3人で4畳半に住んでいると。子供の勉強部屋もないと。夫婦が着替える部屋がないと。とにかく何とかしてくれという強い声が出されております。したがって、復興住宅の計画は、県や国でも作成中だということは報道されておりますが、いままでの報道では浪江分がまったく計上されていない。これは4月27日の民報新聞にも報道されております。これを見た町民が、一体浪江町の復興・復旧との関係で、復興住宅の建設計画はどうなっているんだと、一切情報もないと計画

の中身も見えないということです。したがって、これだけの復旧・復興の基金積立てがありながら、町民生活においては何ら復旧・復興の目途がついていないといういらだちがあります。

そういうことで、基金積立てとの関係で浪江町の復興住宅建設計画は現状どうなっているのかということをも最新の情報で議会のほうにも明らかにしていただきたいというのが第1点。

それから、第2点であります。14ページに津波シミュレーションで減額補正の専決がありました。策定業務委託料ということですから、改めて津波被害のシミュレーションをされたんだろうと思います。これの資料等については、完成品があるのかどうなのか。今、全町避難しているわけですが、災害救助費として専決処分されているということですから、完成品があるかないかも含めて町民に繋げる情報があれば明らかにしていただきたいということです。

以上、一般会計専決案については、2点のみ確認をしておきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは復興住宅の現状についてお答えいたします。

浪江町におきましては新年度になりましてから、昨年の復興計画の中で決定しておりました町外コミュニティのあり方についての最終的な確認をさせていただいています。それで、その中では南相馬市、いわき市、それと二本松市の3市に復興住宅を含めた町外コミュニティを設置するというところで確認をしたところでございます。

現在の進行状況であります。県の災害公営住宅の設置につきましては、先に行われたアンケート調査等を基にしながら、南相馬市については、当初950戸の建設予定を出しているところであります。2回目の意向調査の結果を受けて、その中でも半数がまだ決めかねているという状況がございますので、実際の数字と決めかねている部分についての案分をした結果として、南相馬市については1,300戸、それからいわき市については1,350戸、二本松市については450戸という災害公営住宅の要望をそれぞれ県を通して各3市については連絡をとっているところであります。

昨年10月に予算どりをしましたモデルでやっている500戸につきましては、県のほうでは会津若松市、郡山市、いわき市それぞれに分配するというようになっております。

特に、いわき市につきましては、250戸の建設予定がされております。先日の県との打ち合わせの中では、まだ各町村の割り当てまでには至っていないという状況になっております。場所の設定等は

ありまして、これから建設にかかるということまではいっておりますが、各町村の割り当てという形までにはっていない状況があります。

それから、南相馬市につきましては、現在、用地の取得につきまして、南相馬市のほうでかなり積極的に動いていただいております。市内の4カ所程度に候補地を求めるということで今当たっていただいておりますので、できるだけ早く用地の確定ができた段階からお願いをしていくということで今進めているところであります。

二本松市につきましては、まだ具体的に場所等の設定はなされておりませんので、今後とも事務的な打ち合わせを進めながらやっていきたいと考えております。

建物の規模の関係ですが、県との打ち合わせの中では、戸建ては今のところ数をこなさなくてはならないということからいって、中層住宅で、3階以上の所についてはすべてエレベータを付けるということで検討されていると聞いております。

ただ、1カ所に全部集中できるかというところの問題がありますので、そこはある程度分散する可能性はありますが、できるだけそういった形で集合したものをつくりたいということで確認をしているところであります。

部屋の規模としましては、2LDK及び3LDKを予定しているということであります。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） それでは2点目の津波シミュレーションの策定業務の成果品につきましては、現在、業者のほうに今月の中頃までに提出するように指示しております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 津波シミュレーションは今月中に完成品の提出を求めているということです。そのうえで、津波対策について防犯工事との関係も当然関連してくるのではないのかと。それから漁港の復興、仮設にはたくさんの請戸あるいは棚塩地区の津波被害者がいて、果たして俺達はどうなるのかという不安を持っております。津波シミュレーションとの関係で、護岸とかあるいは居住地区とか、そういうところまでの計画も加味した上でのシミュレーション対策なのかどうなのか、それはまったく別個なのか。別個だとすればそれらについてはどうなるのかということです。

それから、問題の復興住宅です。今、復興推進課長から答弁がありました。新しい答弁ではありますが、幾つか問題を指摘しておきたいと思っております。一番早いと思われるいわき市については、まだ浪

江については決まっていないということです。浪江町については、いつ頃具体化するのか。それから南相馬市については、市内4カ所ということですが、南相馬市については50戸ということですね。4カ所に50戸というのと、これは違うのか。1,300戸と言われましたね。いわき市は1,350戸、それから南相馬市は1,300戸、それから二本松市については450戸。場所の検討に入ったというのは、南相馬市で4カ所ということですが、これはいつ頃決まるのかということなのです。

それと合わせて、二本松市の問題も含めてなのですが、これまでも議論してきましたが、モデル住宅を造る必要があるのではないかと。その上で今、岩手県のなどでも、被災者の立場から災害復興住宅の設計がいろいろ見直しされているということです。福島県の場合は、そういう計画があるのかどうなのか。まったく一方的な計画になるのかということです。

それと、復興住宅に関して最後になりますが、私どももアンケートをとりました。復興住宅の早期建設については非常に強い要望があります。復興住宅の建設については503件の戻りのうち、62%が早期の復興住宅を求めると、その中で3カ所、町が考えている3カ所以外に仮設のあるところにも復興住宅を造ってほしいという意見があるのですが、そのことについては県あるいは国との関係で協議してきているのかどうなのか。そういう住民サイドの要望を今後どのように反映して、浪江町の復旧・復興、いわゆる生活再建の大前提となる復興住宅の建設を被災者町民の立場で、いかに早期建設を進めるのかということについてお尋ねしたいと思います。お答えください。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

津波シミュレーションの策定業務の内容でございますが、今回発生しました大津波により、壊滅的な被害を受けた沿岸部の復興について、今後の海岸保全施設の整備の方針、さらには津波被災地の土地利用等の条件を基にしまして、シミュレーションを実施することにより、津波で浸水が想定される地域を推定し、その必要な防災設備、津波防災の観点からのまちづくりに必要な判断材料とするための業務委託内容でありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

各復興住宅の完成時期はいつ頃かというご質問ですが、今のところまだ確定はできておりません。今、モデルで始まった500戸についてのいわきの分につきましては、基幹的なものを含めまし

て、今年度末ぐらいまでには募集要項といったものが決定しないと間に合わないというタイムスケジュールになってくると想定しております。その中で、今募集要項等も含めて検討しているところでありまして、県の言い方としましては先ほども申し上げましたが、浪江町に特定して何戸という割り振りはできないという基本的な姿勢をもっております。いわき市に避難されている方は、すべて条件的にはみんな一緒だということから、浪江に対して何戸という割り振りはできないという基本姿勢はあるようであります。こちらとしては、できるだけまとまった形で戸数の割り振りをさせていただきたいというお願いをしておりますが、県の姿勢としては、そういうことになっております。

ただ、今申し上げましたように、募集要項等少なくとも今年末までに決まらなないと年度内中の入居というのは無理だと思っておりますので、それに向けて今詰めをしているところであります。

それから、南相馬市につきましては、今4カ所ほど南相馬市のほうで当たっていただいています。こちら土地の交渉がまとまれば、すぐさま県との協議をしながら進めていくという形になるかと思っておりますが、これはおそらくは今年度の予算でとっている1,000戸の部分での割り振りになってくるかと想定しております。

ただ、戸数についてはまだ確定をしております。これからの協議ということになります。

それから、モデル住宅の関係ですが、これにつきましても県と打ち合わせをしたところでありますが、まずは早急に復興住宅を建てなくてはならないという形があるので、このためになかなかモデル住宅の設置場所も含めて今本格的なところも決まっていない状況があるものですから、県としてもモデル住宅は造って早く見せたいというところもあるようなのですが、今回の500戸の完成をもって、それをモデルとしながら今後やっていくという形になるのではないかという環境でありました。ですから戸別にモデル住宅はこれだよという形の設置はなかなか難しいというような状況であります。

それから、仮設があるところに災害住宅の建設をということですが、一番最初に申し上げましたが、町の方針としては、南相馬市、いわき市、二本松市、3カ所に集中的に災害復興公営住宅を建設するということを進めていくということ今進めております。

ただ、ほかの地域について全部やらないということではなくて、各地域における災害住宅の建設があれば、浪江の住民も先ほどの県の基準から行けば、当然入居基準に合うわけですからそこにも入れるという中で判断をするところであります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 復興住宅についてであります。先ほどの町外コミュニティの3自治体の建設計画は合計2,100戸です。それで、浪江町の県内の仮設借り上げの居住の状況は私のほうから申し上げるまでもないと思いますが、仮設住宅は町で押さえている分で県内33カ所、220戸。ここに4,500人。その他に南相馬市に荒畑という所にも浪江の町民が入っていると。これは南相馬市の仮設にカウントされていて、浪江の町民も10戸ぐらい居るらしいという話で、詳細はわかりませんが、そういう状況ですからこれより増えるということ私は言いたい。その他にも借り上げ住宅は県内に4,300戸、約9,400人。借り上げ住宅の人も中古住宅を買ったり、あるいは住宅新築をしたりして、この数字が固定しているわけではありませんが、いずれにしても、仮設住宅と借り上げ住宅を合わせると約6,600戸。現在の町民の居住状況。その上で県計画では3つの市で2,100戸だということですから、現状からすれば、すべて借り上げに入っている人がすべて復興住宅に住み替えるということではないかもしれませんが、絶対数が足りないということを私は言いたいのです。そのことについて、県と町民の避難の現状との関係で、県とどういう協議をしているのか。したがって、仮設のあるところにも復興住宅を建ててもらいたい。計画との関係でも被災住民のその両方との関係でも非常に重要且つ切実な問題ではないかと思えます。その上で、今後どう県や国と調整を進めていくのかと。

それからモデル住宅については、改めて造る計画はないと。いわき市も含めた500戸の住宅を見てもらうということですが、これはやはり被災者としてはいわき市に行くとか、郡山市に行くとか、会津若松市に行って見てこざるを得ないということですから、復興住宅については、ほかの町村はどういう計画があるかわかりませんが、浪江町は浪江町として、やはり少なくとも町外コミュニティを考えている3つの自治体にはモデル住宅いくつかを造って、そこで町民の現場からの声を聞くと、そういう取り組みが今求められている復興住宅建設に向けた復旧・復興計画ではないかと思えます。いかがお考えでしょうか。お答えください。

それから、津波シミュレーションについては、これは完成品を見てもないとなんとも言えないわけですが、沿岸部をどう整備するかと。あるいは被災地も含めた土地利用の計画づくりをするためにシミュレーションをしたということ。全体として、シミュレーションを基に津波被災地区のまちづくりを今後進めたいというお話ですが、具体的どう進めるかということについて、ひとつだけ聞いて

おきたいと思います。

シミュレーションは造りましたと、議会やあるいは関係住民に説明をしましたと。そこで留まるのか。そうではなくて文字通り町民参加のもとで土地利用計画も含めた新たなまちづくり計画の検討に入るという計画をされているのか。というよりもそういうスタンスで事業を進める必要があると思いますがいかがでしょうか。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

現在の避難状況、県内でいっても6,600戸の避難状況があるにもかかわらず、先ほど言いましたが、南相馬市、いわき市、二本松市への数は町が要望している数であります。その差があるのではないかとというご指摘でございますが、アンケート調査からいきますと、実数はもっと少ない数値になっています。ただ先ほど申し上げましたように、まだ決めかねている方が50%いるということから、その案分も加えまして今の数字を要望しているという状況であります。県では今計画しているのが5,000戸の予定であります。ですから、絶対数が少ないということから言えば、確かに少ないということになります。今要望しているこの数字でさえ、県のほうとしては、もっと精査しろという形で来ております。

ただうちのほうとしては、この数字なんでもかんでつくってくれという話をしていました。要は早く造れば早く入るんだと、遅くなればなるほど減るよという話もしています。ですから、より早く造っていただくことによって、この数もこなせるんだから早く造ってくれと要望はしておりますが、今のところ災害公営住宅の要望から言ってこの数で押しているという状況です。

それから、モデル住宅に関しましては、先ほど議員からもありましたが、こちらとしましても早く進めるところがある。例えば南相馬市が早く進むという場合については、そこについても県にもそういったモデル住宅の設置をお願いしながら、詰めていきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

今後の津波被災地のまちづくりにつきまして、国、県それから関係機関、各課と調整しながら進めてきたいと思っております。当然住民参加も考えております。

○議長（小黒敬三君） 復興基金関係すべてに絡むと思いますが、なるべく予算書に沿った質問ということで、よろしく申し上げます。

その他ございませんか。7番。

○7番（山崎博文君） 12ページ、今回の第9号の補正は、事業精算確定によるものだというのですが、節の25積立金の町復旧復興基金積立金についてですが、総務課分として4億5,377万6,000円、それとその基金に対する利子が復興推進課のほうに積み立ててありますが、振り分けた会計処理した理由についてお伺いいたします。

ちょっと聞き逃しましたので、次の13ページの東日本大震災復興交付金基金の残高を教えてくださいたいと思います。あわせて次の財政調整基金の残高も教えてくださいたいと思います。

最後に14ページ、節13委託料、この津波シミュレーションの策定業務委託料の多くの財源は、東日本大震災復興交付金が当てられたと思いますが、この確定による委託料の金額についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それではお答えを申し上げます。

まず12ページ、積立金でございますが、総務課、復興推進課となっておりますが、実は基金そのものの設置が復興推進課の所管ということで、平成24年度に創設した経緯がございます。そういう中で、財源の所管につきましては、震災時の特別地方交付税での積み増し分につきましては総務課という取り扱いですから、今回の復興交付金基金積立金4億5,377万6,000円あるのですが、そのうちの大部分が特別地方交付税の震災特交分ということで3月22日に交付決定されたということの説明したのですが、そのようなことで、総務課という扱いということで分けたところであります。

さらに、2番目の東日本大震災の復興交付金の基金積立金の残高でございますが2億1,921万2,000円となります。さらに、その下の財政調整基金でございますが、年度末現在高が13億6,823万2,000円となります。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答えします。津波シミュレーションの策定業務委託料でございますが、金額を申し上げます。2,374万500円でございます。

○議長（小黒敬三君） 7番。

○7番（山崎博文君） 町の復旧復興基金についてはわかりました。

まず財政調整基金の残高ですが、実は補正8号で残高が載っているんです。それが13億6,823万2,000円ですから、それに今回積み立てたということですから、プラス56万5,000円の残高が正確ではないかと思いますが、それでよろしいのかどうか。

それと、今いいましたように、補正の8号では残高がきちんと記載されているんです。今回は、下の佐藤十郎職員研修基金なんかもそうですが、残高をしっかりと記載すべきだと思うのです。私達は、最新の町の行政の経営状況を把握しておかなければならない立場なものですから、これをぜひご検討いただきたいと思います。

最後に、津波シミュレーションの確定金額が今示されたましたが、この復興交付金がもし余った場合、これは国に返還業務が生じるのかどうか。これも確認をしておきます。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） 大変失礼をいたしました。財政調整基金残高は、これに積立金の56万5,000円を加わった額となります。大変申し訳ありませんでした。それと基金とかそういう項目につきましては、今後基金残高ということで記載したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは復興交付金関係なのですが、復興交付金につきましては、すべて基金に一旦積み立てて5年以内に使うようになっております。その中での調整はできるようになっております。ですから、最後の精算になるということでございます。

○議長（小黒敬三君） 他にありませんか。3番。

○3番（鈴木幸治君） 先ほど、16番馬場議員が復興住宅の件で質問しましたが、私その辺に関連して1つは、課長のほうから答弁があった2LDK、それから3LDKというようなことで、県のほうと協議が進んでいると私は受けましたが、現在、仮設を回ってみますと、広さの問題が非常に深刻だということを大分言われます。

そこで、仮設とあまり変わらないものを造っても、これは本当に変わらないのではないかと思いますので、今後の県との協議の中でやはりグレードをアップした復興住宅というものを建設していただいて、例えば、南相馬市のほうに造るとすれば、浪江の人が入らせてもらって、何かの都合で出るようになったときに、その復興住宅のほうに南相馬市の人が、あそこの復興住宅がいいので我々も入ろうというようなぐらいの物を造ってやらないと、また、がらんと空いてしまってお金ももったいなくないかという感じもしますので、仮設に入っている方々の大半の悩みというのは狭いということが第一の悩みのようですので、今後県との協議の中で2LDK、3LDKが変更されて、もう少し広いものが造れるのかどうか、その辺をお願ひしたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） ということで、復興住宅考えて答えられる部分は答えていただいて。

復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

先ほど2LDK、3LDKとお話しましたが、今、県のほうで想定しているのがその大きさであるということで、なおかつ、今の仮設の大きさとは比べものにならない通常の公営住宅と同等の大きさは確保するという事になっております。

今、お話にありましたとおり、造ったところで悪ければ入らないということも当然こちらとしても注文を出しております。早ければいい、悪ければいいではだめなので、早くなおかつ質の良いものを造ってもらわないと、当然入りたくても入れなくなるし、その後の使用目的としての県営住宅としても浪江が出たら誰も入らなくなったということでは困るでしょうということも含めて、要望を出しているところですので、その辺も今後とも要望を出していきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 仮設住宅喫緊の課題であります。なるべく予算を中心に議論のほうをお願いしたいと思います。

その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度浪江町一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、承認第1号は承認することに可決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、後期高齢者医療広域連合納付金25万5,000円の増額などにより、歳入歳出それぞれ29万円を増額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） ちょっと珍しい予算説明がついておりますので、確認をさせていただきます。

4ページ、雑入として108万円。説明では東日本大震災等対応事業費、後期高齢者の雑入で、震災等対応事業がなぜ雑入なのか。この雑入と対応事業の内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） ただいまのご質問でございますが、休議をお願いいたします。答弁調整いたします。申し訳ございません。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午後 3時50分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 3時51分）

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 失礼いたしました。

雑入の108万円でございますが、これは広域連合のほうから浪江町のために何に使ってもいいということで、支援金としていただいたものでございます。

○議長（小黒敬三君） その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第11、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、東日本大震災による復興支援税制の改正拡充並びに各種税負担軽減措置の整備合理化廃止等を含めた、地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第3号等により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、浪江町税条例について所要の改正を行うものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） それでは、承認第3号についてご説明を申し上げます。

資料の浪江町税条例新旧対照表によって説明をさせていただきます。

まず、1ページの税条例第34条7第2項についてでございますが、これにつきましては、平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴いまして、所得税における寄附金控除によりまして、復興特別所得税分も連動して提言されますので、この分を勘案した特例控除の加算率について今回読み替え規定として新設されました。これに伴う税条例の改正でございます。

次に、第54条第5項の改正でございますが、これは法人等が行う事業に伴う土地改良事業等の借換地の固定資産におきます特例措置が廃止されたため、それに伴う削除ということでございます。

2ページをお開きください。第87条第1項から3号までの改正は、土地価格縦覧帳簿及び家屋評価縦覧帳簿様式の追加に伴う様式番号の変更でございます。この87条につきましては、今言いましたのは33条の2というのが、新たに土地家屋縦覧帳簿というのが加わった

ために、軽自動車税の様式が4号及び5号に繰り下がったものでございます。

次に3ページ、131条の4の改正につきましては、1ページの54条第5項等の改正と同様の特別措置保有税に係る特例措置の廃止されるための削除でございます。

次に、4ページをお開きください。4ページから5ページにかけては、税条例附則の改正となります。まず附則第2条第1項から第3項及び5ページの附則第4条の改正につきまして説明を申し上げます。

まず、国税における延滞金及び還付金、還付加算金等の見直しに伴いまして地方税も同様に引き下げられます。これにつきましては、平成26年1月1日分からでございます。従前は、納期限1カ月以内7.3%であったものが、特例基準割合プラス1%と改正されまして、納期限1カ月経過後以降は14.6%であったものが、特例基準割合プラス7.3%と改正されます。賦課加算金は特例基準割合の率となります。因みに、特例基準割合というのは現在4.3%となっております。

次に、6ページをお開きください。附則第4条2項第1項の改正は、租税特別措置法第40条第10項の新設加入による交付によるものでございます。これは特定贈与を受けた公益法人から、さらに財産等を譲り受けた他の広域法人の贈与も所定の手続きで特定贈与とみなされているものでございます。

附則第7条の3の2、第1項の改正につきましてご説明申し上げます。所得税及び個人住民税における住宅借入金と特別税額控除の適用期限が、平成25年12月31日までとされていたものが4年間延長されました。同時に、借入金年末残高の限度額、控除率、最大控除額も改正されました。さらに、所得税で控除しきれなかった残額を翌年度分の個人住民税で控除するため、控除限度額も改正されました。これにつきましては、課税総所得の7%を上限とされております。そのために地方税附則第5条4の2の第4項他が新規加入されまして、それに伴い項送りになりまして、読み替え規定の加入第9項となったのでございます。

次に、第7条4の第1項でございます。先ほど第1ページ、冒頭で説明しました。第34条の7の第2項と同様で読み替え規定の新設、繰り入れによるものでございます。

次に、7ページ、附則第10条の2第2項の改正、地方税附則第15条第5項の課税の特例が廃止されまして、それに伴い同条において、項の繰り上げがなされたための改正でございます。

第3項は、新設されました都市再生特別措置法に該当する備蓄倉庫に対して、固定資産税の課税の適応がされるという内容でございます。

次に、附則第17条の2第3項についてですが、特別措置法の改正により、第37条9の2が削除されたための改正でございます。

8ページから10ページ上段にかけての附則第22条の2第1項の改正についてご説明申し上げます。この条文は、震災で滅失した家屋の敷地を譲渡した場合、震災の日から7年間は期間を延長して課税の特例を個人住民税においても受けられるという内容を含む各種特例を適用するための読み替え規定でございます。今回の租税特別措置法の改正を反映しまして、読み替え表を整理したものとなっております。

附則第22条の2第2項は、追加新設されましたが、震災で滅失した家屋の敷地の所有者が震災等で亡くなりまして、相続した人がその土地を譲渡した場合におきましても、第1項と同様に課税の特例を受けられるように配慮した規定でございます。

第3項は、第2項が追加されたための改正でございます。

次に、第10ページの附則第23条第1項及び第2項の内容となります。震災特例法によりまして、震災被害家屋に従前より住宅借入金等特別税額控除がなされた場合、震災で家屋滅失後であっても控除が予定されていた残存期間において税額控除が可能であると。また、再取得家屋との重複適用もできる旨定められていました。今回の改正では、適用期間の4年の延長、借入限度額、控除率、最大控除額が拡大されまして、その内容において地方税附則及び租税特別措置法で改正がなされまして、これに伴い個人住民税の適用規定である税条例附則第7条の3及び7条の3の2の読み替えがなされるための改正となったものでございます。

○議長（小黑敬三君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 資料もいろいろ条文改正の説明がありましたが、8ページの第22条に関するところでお聞きしておきたいと思います。

要するに、東日本大震災等で被害を受けた敷地等、譲渡した場合には、課税の特例で課税免除するという内容ということの説明がありました。

この条文を見る限りは、なかなかそこまでは理解できないわけで

すが、そうだという説明がありましたので、あえて確認をしておきますが、この表の中に租税特別措置法31条がどうだとかいろいろありますが、これは固定資産税等の課税免除だけなのか。ここに書いてあるように譲渡に関する課税特例というか、課税免税の特例等々が入っているのか。この条文等について議案調査する時間がないというところになります。条文の調査できませんので、この第22条の2に関する課税特例の主な中身について、改めて説明を求めておきたいと思っております。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） お答え申し上げます。

まず、一つお答えしておかなくてはいけないのは、これは固定資産税のほうとはまた変わってきます。これはあくまでも譲渡のほうでございますので、固定資産税のほうとは若干赴きを違うということで、ご理解いただきたいと思っております。

まず主なものでいきますと、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得、この場合ですと最大で600万円。それから居住用財産の譲渡所得の特別控除等の、あくまでも居住財産等の開会等も含めました譲渡の控除特例ということでご理解いただければと思っております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） ぜんぜん理解できません。譲渡に関する課税の特例だとすれば、22条の2項の中に書かれているのだと思うのだけれども、例えば譲渡した場合、600万円の課税の特例があるという答弁がありました。この条文の法律の第何条にそれが該当するのか。あるいはそれ以外の課税の特例というのはどういうものなのか。すべて答えられないとすれば、簡潔な資料を議会のほうに今日終わってからも結構ですから配付をして、我々の理解に供してもらいたいと思っております。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） まず、東日本大震災にかかわるものも含めましてですが、先ほど申し上げましたのは、この特例措置の中で、例えば居住用につきましては、平成25年1月から3月の中でも借入れ限度額がございます。それぞれ認定住宅とか、それから一般住宅とかございまして、その中での説明を申し上げたものでございます。おのおのにつきましては、それぞれ一般住宅、認定住宅、優良住宅というものございまして、それぞれの建物によって、住宅によって変わります。先ほど600万円と申しましたのは、平成26年7月から平成29年4月までの新築をもとに長期譲渡を受けまして、借入れ限度額5,000万円をしたものに対しては、控除について2%、

最大控除額が600万円になるということでございます。

各控除につきましては、特別措置法の中で細かくうたっておりますが、今ここで細かい資料を持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） これで最後ですので。今の答弁でも私は十分整理出来ないのですが、私が言いたいことは、東日本大震災で大きな被害を受けたと、請戸・棚塩地区で。その人達がこういう課税の特例が受けられるという中身がわかるものでなければならないと思うのです。これは議案として上程しているわけですから、それ以上細かい説明ができないとするならば、広報なみえでは被災町民が、そういう制度があって、こういう特例があるんだということが理解できるようなものも被災町民に周知できるような方法を講じるべきではないかと思えます。そういう対応をされるかどうかお答えください。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） これらにつきましては、住宅取得のローン控除でございますので、当然申告の時期等も合わせまして広報が周知できるように進めていきたいと考えます。

○議長（小黒敬三君） その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分承認を求めることについて（浪江町税条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

○議長（小黒敬三君） ここで午後4時30分まで休憩をとります。

（午後 4時10分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 4時30分）

○議長（小黒敬三君）　ここで16番より、発言の訂正を求められています。

16番。

○16番（馬場　績君）　専決第1号の質疑の中で、数字の間違がありましたので、発言の訂正をお願いいたします。

復興公営住宅合わせて「2,100戸」と申しあげましたけれども、3自治体に対する浪江町の要望は「3,100戸」になりますので、以上の通り訂正をお認めいただきたいと思います。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小黒敬三君）　同意第3号　監査委員の選任についてを議題といたします。

○議長（小黒敬三君）　それでは議案を配付いたしますので、暫時休憩します。

（午後　4時31分）

○議長（小黒敬三君）　再開いたします。

（午後　4時33分）

○議長（小黒敬三君）　事務局長をして議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（小黒敬三君）　本案の審議に当たり地方自治法第117条の規定により、7番、山崎博文君の退場を求めます。

[7番　山崎博文君退席]

○議長（小黒敬三君）　町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（馬場　有君）　同意第3号　監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、議会議員の任期満了に伴い、議員の中から選任される監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

今回選任をお願いいたします山崎博文氏については、人格が高潔で、地方自治体の財務管理、行政運営に優れた識見を有する方で適任者であると考えておりますので、同意くださるようお願いいたします。

○議長（小黒敬三君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより同意第3号を採決いたします。採決は起立によって行います。
本案に、原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。
7番、山崎博文君の入場を認めます。
[7番 山崎博文君復席]

-
- 議長（小黒敬三君） 暫時休議をいたします。
(午後 4時36分)

-
- 議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午後 4時37分)

◎日程の追加

- 議長（小黒敬三君） ただいま議会運営委員長から、発委第4号 議会報特別委員会設置に関する決議（案）が提出されました。これを日程に追加しなおし、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。
よって、発委第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 追加日程第1、発委第4号 議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。
事務局長に発委の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

- 議長（小黒敬三君） 提出者の16番、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

16番。

- 16番（馬場 績君） それでは、議会報編集特別委員会設置に関する決議の提案理由を説明させていただきます。

提案理由は、お手元の資料にも書いてありますとおり、浪江町の議会だよりを発行するためであります。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は起立により行います。

発委第4号 議会議会報編集特別委員会を設置し、審査並びに調査することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、発委第4号は原案どおり可決されました。

○議長（小黒敬三君） お諮りいたします。

議会報編集特別委員会の委員につきましては、先例によりまして各常任委員会から2名を選出することになっており、そのうち1名は副委員長があたることになっております。したがって、各常任委員会において残る1名の選任をお願いいたします。

総務常任委員会は2階中会議室2で、産業建設常任委員会は2階小会議室で、文教厚生常任委員会は2階中会議室3で行います。

○議長（小黒敬三君） ここで暫時休憩いたします。休憩は午後4時50分までといたします。

（午後 4時41分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 4時47分）

○議長（小黒敬三君） なお、本日の議会は議事日程の都合により、予め時間を延長いたします。

（午後 4時47分）

○議長（小黒敬三君） 先ほどの協議により、議会報編集特別委員会の委員に2番、佐々木勇治君、12番、佐藤文子君、5番、平本佳司君、

6番、松田孝司君、7番、山崎博文君、1番、渡邊泰彦君を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会の委員は以上のとおり選任することに決定いたしました。

ここで直ちに、議会報編集特別委員を2階中会議室2で開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時49分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 5時05分）

○議長（小黒敬三君） ただいま、議会報編集特別委員会の委員長に山崎博文君、副委員長に佐藤文子君が互選されましたので、報告いたします。

○議長（小黒敬三君） 閉会中の継続審査（調査）申し出の資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後 5時05分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 5時27分）

○議長（小黒敬三君） ただいまより、議会運営委員会を開催いたしますので、2階中会議室3にお集まりいただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 暫時休憩いたします。

（午後 5時27分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 6時06分）

◎日程の追加

○議長（小黒敬三君） ただいま各常任委員長及び議会運営委員会委員

長並びに議会報編集特別委員長からお手元に配付しました閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りします。

これを追加日程第2として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

◎委員会の閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○議長（小黒敬三君） 追加日程第2、これより閉会中の継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査（調査）に付することを決定いたしました。

○議長（小黒敬三君） ただいまより全員協議会を開催するため、休憩いたします。暫時休憩いたします。

（午後 6時08分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 6時35分）

○議長（小黒敬三君） 私のほうからですが、議会運営委員会のほうに、今、ある議員のほうから、会議中、休憩に入ったとはいえ、不適切な発言が、3番、鈴木幸治君からありましたので、議会は神聖な場で誠意を尽くして議論するところでありますので、今後そのようなことがないようによろしくお願いします。

なお、議場におきましては、飲食等がいかなる理由でも禁止されているということでもありますので、その点も含めて今後神聖な粛々とした議会運営のためにご協力よろしくお願ひしたいと思います。今日はここで止めておきたいと思ひます。

◎閉会の宣告

○議長（小黒敬三君） 以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成25年浪江町議会第3回臨時会を閉会いたします。

(午後 6時37分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

浪江町議会臨時議長 三 瓶 宝 次

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

署名議員 渡 邊 泰 彦

署名議員 佐 々 木 勇 治

署名議員 鈴 木 幸 治